

🐾 狂犬病予防注射日程表 🐾

日程	場所	時間
14日(木)	JA境野支所	10:00 ~ 11:30
	JA千歳支所	13:30 ~ 14:30
15日(金)	千代田総合支所	10:00 ~ 11:30
		13:30 ~ 14:30
20日(水)	JA仁比山支所前	9:30 ~ 11:30
	JA西郷支所東倉庫前	13:30 ~ 15:00
22日(金)	神崎市役所西車庫	9:30 ~ 11:30
		13:30 ~ 15:00
23日(土)		9:30 ~ 12:30
25日(月)	田中バス停前	10:00 ~ 10:20
	一番ヶ瀬上(製材所)	10:40 ~ 10:55
	鳥羽院山荘	11:10 ~ 11:25
	鹿路公民館	11:40 ~ 11:50
	脊振総合支所	13:30 ~ 14:40
26日(火)	政所公民館	14:50 ~ 15:20
	脊振総合支所	11:00 ~ 11:45

・病気、妊娠など健康状態がよくない飼犬は、必ず注射前に獣医師に相談してから、予防注射を受けてください。  
 ・犬の登録（一生に1回）と狂犬病の予防注射（1年に1回）は、「狂犬病予防法」で義務付けられています。

狂犬病予防の注射を受けましょう

今年度も次の表のとおり集合注射を実施します。  
 注射はどの会場でも受けられます。犬の体調の良い日にお連れください。

○手数料

- 未登録犬（登録料＋注射料）  
登録料 3,000円/頭  
注射料 3,050円/頭
- 既登録犬（注射料のみ）  
注射料 3,050円/頭

○持参品

通知書（登録犬のみ）  
 手数料  
 フンを持ち帰る袋

○対象となる犬

生後91日以上の犬  
 《お願い》  
 登録した犬が死亡、または人に譲った場合は、次の窓口まで届け出をお願いします。



◎届出・問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課  
 ☎ 37-0112  
 千代田総合支所 市民福祉課  
 ☎ 44-4265  
 脊振総合支所 市民福祉課  
 ☎ 59-2111

犬の放し飼いはやめましょう

少しの時間だから、散歩のかわりに、うちの犬は悪いことはないから…そんな理由で犬を放していませんか？  
 「神崎市犬取締条例」の中で次のことが定められています。  
 ・飼犬を人畜等に害を加えないようにけい留すること  
 ・散歩の際は人畜等に害を加えないように丈夫な鎖または綱でつなぐこと  
 犬を散歩させるときには、必ず引き綱などでつなぎ、飼い主が犬をコントロールできるようにしましょう。



◎問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課  
 ☎ 37-0112

やめましょう！  
 ゴミの野外焼却

野焼きは、燃焼による有害物質によって人体への悪影響が心配されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一部の例外を除き禁止されています。



例外行為であってもビニール素材や水気が多いごみ等による悪臭や煙害等で近隣住民へ迷惑をかける場合があり、また火災を引き起こす可能性もあります。

周辺地域への生活環境の配慮、安全という観点から、家庭から出されるごみは野焼きをしないでください。  
 市民の皆さまのなお一層のご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先

神崎市役所 保健環境課  
 ☎ 37-0112

有料広告

あなたも公文の先生になりませんか！

「くもんの先生説明会」ご案内

4月4日(月) 10:30~12:00 佐賀事務局  
 (佐賀市駅前中央1-6-25 東京海上日動ビル4F)

4月12日(火) 10:30~12:00 神崎市中央公民館

左記の日程でご都合がつかない場合は個別にご相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

☎ 0120-834-414  
 受付時間 9:30~17:30(土・日・祝日を除く)

- ◎25~50歳の女性の方の参加を願っています。
- ◎将来的に考えてみたい方もお気軽にご参加ください。
- ◎会場の場所などの詳細は、上記のフリーコールへお気軽にお問い合わせください。

有料広告

KUMON

http://www.kumon.ne.jp/inst

日本公文教育研究会 〒840-0801 佐賀市駅前中央1-6-25 佐賀事務局 東京海上日動ビル4F

公文式学習のお問い合わせは

☎ 0120-372-100 くもんいくもん 検索

# 後期高齢者医療制度保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度では、保険料は、被保険者一人あたりいくらと決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計した額となり、対象となる被保険者の方全員に納めていただきます。

## ■保険料の計算方法

$$\text{年間保険料 (限度額 50万円)} = \text{被保険者均等割額 1人当たり 47,400円} + \text{所得割額 被保険者に係る 基礎控除後の 総所得金額} \times 8.8\%$$

※平成20年度～平成22年度の保険料率と同じです。

世帯の所得状況(総所得金額等)	軽減後の額(年額)	軽減割合
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯	4,700円	9割軽減
「基礎控除(33万円)」を超えない世帯	7,100円	8.5割軽減
基礎控除(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)を超えない世帯	23,700円	5割軽減
基礎控除(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯	37,900円	2割軽減

## ■所得の低い方等への保険料の軽減

(1) 被保険者均等割額  
世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が次のいずれかに該当する場合、被保険者均等割額が軽減されます。

## (2) 所得割額

所得割を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額等)が58万円以下の方(年金収入のみの場合の例としては、年金収入153万円から211万円までの被保険者)は、5割軽減となります。

## (3) 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、所得割は課されず、均等割が9割軽減(年額4,700円)となります。

## ■保険料の納め方

(1) 年金の受給額が年額18万円以上の方は、次のいずれかの方法により、保険料をお支払いいただけます。

### ① 年金からのお支払い

2ヶ月ごとに払われる年金からお支払いいただけます。

ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合は、納付書または口座振替でのお支払いとなります。

### ② 口座振替によるお支払い

被保険者ご本人、世帯主、配偶者等の方の口座からの振替によりお支払いいただけます。

※世帯主、配偶者等の方の口座からのお支払いの場合、これらの方の社会保険料控除となりますので、世帯としての所得税・住民税が減額となる場合があります。

## 後期高齢者医療保険料、国民健康保険税について

平成23年度後期高齢者医療保険料、国民健康保険税は、6月に平成22年中の所得により本算定を行い、平成23年度の年税額を決定します。このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

■特別徴収(年金天引き) …4・6・8月は、平成23年2月と同額を暫定で天引きするようになります。6月に保険料・保険税確定後、10月から差額を期割させていただきます。 ※特別徴収の中止の申し出をされた方は、含まれません。

■普通徴収(納付書・口座振替) …6月に保険料・保険税が確定してから、3月までの10期に分けて納入していただきます。

◎問い合わせ先 神埼市役所 市民課 ☎37-0115

## ◎問い合わせ先

神埼市役所 市民課

☎37-0115

佐賀県後期高齢者医療広域連合

☎64-8476

(2) 年金の受給額が年額18万円未満の方は、納付書または口座振替で、保険料をお支払いいただけます。

# まちづくりの市民活動 支援します

市民の主体的な参画によるまちづくりを推進していくため、市民の自主的かつ公益性のある活動を行う団体に補助金を交付し、支援します。

## ○補助対象団体

- 次に掲げる全てに該当する団体
  - ・5人以上の構成員を有し、代表者及び主たる構成員が神埼市民である団体
  - ・神埼市内に事務所を置き、かつ市内で活動している団体
  - ・政治活動、宗教活動を主たる目的としない団体
  - ・定款、規約又は会則を有し、自主的かつ積極的にまちづくり活動を推進する団体

## ○補助金の額

- ・補助対象経費の2/3以内とし、20万円を限度(ただし、予算の範囲内とする)
- ・1団体への補助は3年間を限度

## ○補助対象活動

地域の活性化、市と協働のまちづくりに貢献する公益性のある活動

例えば、

- ・地域のイメージアップを図るもの
- ・地元産品を活用し、地元産業の活性化を図るもの
- ・地域の自然及び歴史環境を活用したものなど

## ○応募締切日 4月28日(木)

## ○申請書設置・提出先

- ・神埼市役所 市長公室
- ・千代田総合支所 総務企画課
- ・脊振総合支所 総務企画課

※市のホームページにも掲載しています。



## ○問い合わせ先

神埼市役所 市長公室 ☎37-0102

有料広告

総合建設工事業(佐賀県知事許可 般-3806号)

小 株式会社  
小 建設



OBUKEN者

古代建築から一般住宅の  
新築・リフォームまで確かな匠の技で  
快適な住環境を提案いたします。

〒842-0011  
佐賀県神埼市神埼町竹4984-11  
TEL: 0952-52-4530  
FAX: 0952-52-4529  
E-mail: obuchikensetsu@m9.dion.ne.jp

## 不妊治療費の助成を行っています

神埼市では、平成21年4月から不妊治療を受けている方の治療費を一部助成していますが、平成23年度も引き続き助成します。

対象となるのは、健康保険が適用されない夫婦間で行う「人工授精」「体外受精」「顕微授精」です。  
対象者は、婚姻届を行った夫婦で、夫婦のどちらかが神埼市に1年前から引き続き住所登録している方で夫婦の前年所得の合計額が730万円未満の方です。

平成23年2月1日から3月31日までの、治療終了分については、平成23年4月28日(木)まで申請を受け付けますので、早めの申請をお願いします。

詳しくはお問い合わせください。  
◎申請・問い合わせ先

神埼市役所 保健環境課  
☎51-1234



有料広告

## 登記・遺言・借金整理

こんな時はお気軽にご相談下さい!

### ◆もしかしら、利息の払いすぎになっていませんか？

消費者金融や信販会社からお金を借りていらっしゃる方で、18%を超えるような利息(元本が10万~100万円の場合。元本が10万円未満なら20%、100万円以上なら15%。)で支払いを続けてこられた方!もしかしら、利息の払いすぎとなっている可能性があります。!払いすぎた利息があれば、その返還を求めることも可能です。お心当たりの方がございましたら、当法人までお気軽にご相談くださいませ!

- 成年後見・任意後見
- 民事訴訟代理

※ただし、司法書士法第3条第1項第6号に定めるものに限る

- 裁判所提出書類作成

(破産手続・個人再生手続・支払督促手続・各種調停手続・貸金返還・家賃滞納・交通事故・養育費・慰謝料・相続放棄・相続財産管理人・遺産分割など)

◆上記以外にも様々な業務を取り扱っております!◆

司法書士法人 州都綜合法務事務所

司法書士/原弘安・中尾雅史・城戸志麻・村上智美

まずはお気軽にご相談ください!

〒841-0036 鳥栖市秋葉町三丁目18番地6

0120-790-481

第2・第4土曜は9時~17時までご相談OK!

駐車場有

有料広告